

監理技術者等の兼務について

令和7年3月21日

建設業法等の一部改正に伴い、工事現場ごとに主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）を専任で置くべき建設工事について、要件に該当する場合には、兼務が可能となりました。

つきましては、監理技術者等を専任で置くべき建設工事について、他の工事現場と兼務させる場合は、次のとおり手続きをお願いします。

《1. 適用要件について》

適用要件については、「専任特例及び営業所技術者等の兼務に関する特記仕様書」のとおりとする。

《2. 兼務する場合の手続きについて》

監理技術者等が兼務する場合、次の点に留意する。

（1）四日市市の競争入札の場合

時期	手続き方法
入札時	参加資格確認申請書に加えて、「監理技術者（等）配置予定届出書」（様式第1号、第2号又は第3号）を提出する。 ※原則、電子入札システムにて、ファイルを添付し提出する。
契約時	現場代理人等選任通知書に加えて、監理技術者（等）配置届（様式第4号、第5号又は第6号）を総務課及び工事担当課に提出する。（兼務する施工中の工事が本市発注工事の場合は、施工中の工事担当課にも提出する。）

（2）四日市市の工事に配置されている技術者を他発注機関の工事と兼務させる場合

時期	手続き方法
入札時	他発注機関への申請前に、「監理技術者（等）配置予定届出書」（様式第1号又は第2号）を工事担当課に提出する。
契約時	他発注機関と契約した後、速やかに監理技術者（等）配置届（様式第4号又は第5号）を総務課及び工事担当課に提出する。

《3. 注意事項》

- ・他発注機関の工事と兼務できるのは、その発注機関が兼務を認める場合に限ります。必ず事前に内諾を得てください。
- ・契約後に専任が必要な監理技術者等が兼務しようとする場合は、事前に監督職員と協議を行うこととする。また、兼務を要さなくなった場合も同様とする。

《問い合わせ先》

◆四日市市上下水道局 管理部 総務課 電話（059）354－8352

追加特記仕様書

専任特例及び営業所技術者等の兼務に関する特記仕様書

本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける技術者を配置する場合（以下「専任特例」という。）及び営業所技術者又は特定営業所技術者（以下、「営業所技術者等」という。）と専任の主任技術者又は監理技術者を兼務する場合は、以下のとおりとする。

（専任特例1号）

1 建設業法第26条第3項第1号の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を行う場合（以下、「専任特例1号」という。）は、以下の（1）～（9）をすべて満たすこと。

- （1） 各工事の請負代金額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）未満であること。
- （2） 工事現場間の距離が、同一の主任技術者又は監理技術者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね2時間以内であること。
- （3） 専任特例1号による建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が3次以内であること。なお、工事途中において、下請次数が3を超えた場合には、専任特例1号による技術者として配置できない。
- （4） 専任特例1号による技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための連絡員（本工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合は、本工事と同業種の建設工事に関し1年以上の実務の経験を有する者に限る。）を各工事に配置すること。
- （5） 本工事現場の施工体制を専任特例1号による技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。なお、情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるシステム（建設キャリアアップシステム等）とする。
- （6） 専任特例1号による技術者を配置する建設業者は、国土交通省ウェブサイトから「人員の配置を示す計画書（参考様式）」をダウンロードして計画書を作成し、工事現場毎に備え置くこと。
- （7） 専任特例1号による技術者が、本工事現場以外の場所から本工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（一般的なスマートフォンやタブレット端末、WEB会議システム等）が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
- （8） 低入札工事でないこと。
- （9） 専任特例1号による技術者を配置できる工事の数は、2件までとする。なお、

専任特例 1 号による技術者を配置した工事と専任を要しない工事を同一の主任技術者又は監理技術者が兼務することは可能であるが、専任を要しない工事現場についても、(2)～(8)の要件を満たし、かつすべての工事の数は 2 件までとする。

(専任特例 2 号)

2 建設業法第 26 条第 3 項第 2 号の規定の適用を受ける監理技術者の配置を行う場合(以下、「専任特例 2 号」という。)は、以下の(1)～(15)をすべて満たすこと。ただし、専任特例 1 号との併用はできないものとする。

- (1) 各工事の請負代金額が 3 億円未満であること。
- (2) 建設業法第 26 条第 3 項第 2 号による監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。
- (3) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有するものであること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例 2 号による監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- (4) 監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (5) 専任特例 2 号による監理技術者を配置できる工事の数は、2 件までとする。
- (6) 低入札工事でないこと。
- (7) 24 時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事でないこと。
- (8) 兼務する工事の場所が専任特例 2 号による監理技術者としての職務を適正に遂行できる範囲として、四日市市内であること。ただし、兼務する工事現場間を直線で結んだ距離が概ね 10 km 以内である場合は、この限りではない。
- (9) 公共工事であること。市発注工事に限らず、国・県・市町など公共機関等の発注工事も対象とする。
- (10) 専任特例 2 号による監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。
- (11) 専任特例 2 号による監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (12) 監理技術者補佐が担う業務等について明らかにすること。
- (13) 現場の安全管理体制について、平成 7 年 4 月 21 日付基発第 267 号の 2 「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。
- (14) 本工事の監理技術者が専任特例 2 号による監理技術者として他工事と兼務する場合は、現場代理人等選任(変更)通知書に加えて、(10)～(13)についての内容がわかる業務分担、連絡体制等を記載した施工計画書を提出すること。また、工事途中において配置を行う場合も同様とする。
- (15) 本工事において、専任特例 2 号による監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ(CORINS)

への登録を行うこと。

(営業所技術者等に関する業務)

- 3 営業所技術者等は、営業所に常勤（テレワークを行う場合を含む。）して専らその職務に従事することが求められているが、専任の技術者を要する工事において。以下（ア）～（エ）の要件を満たす場合（建設業法第26条の5の規定を適用する場合）は、特定営業所技術者は主任技術者又は監理技術者と、営業所技術者は主任技術者と兼務することができる。ただし、専任特例を適用する場合は除く。

(ア) 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された工事であること。

(イ) 兼務できる工事の数は1件までとする。

(ウ) 「1 専任特例1号の技術者の配置を行う場合の（1）～（8）」を満たしていること。なお、1（2）について、「建設工事の工事現場間」とあるのは、「営業所と工事現場間」と、「当該工事現場と他の工事現場」とあるのは、「当該工事現場と営業所」と読み替える。

(エ) 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(様式第 1 号) 監理技術者等（専任特例 1 号）配置予定届出書

入札参加申請対象工事名：_____

商号又は名称：_____

1. 配置予定技術者【監理技術者等（専任特例 1 号）】

氏名		生年月日	
----	--	------	--

2. 兼務を予定している工事

【工事 1】

工 事 名			
発 注 機 関 名			
工 事 場 所			
契約金額・予定価格			
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日		
施工体制の確認方法		情報通信機器	
連 絡 員 氏 名		連 絡 員 資 格	

【工事 2】

工 事 名			
発 注 機 関 名			
工 事 場 所			
契約金額・予定価格			
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日		
施工体制の確認方法		情報通信機器	
連 絡 員 氏 名		連 絡 員 資 格	

- ※未契約の場合は、「予定価格」を記入し、工期の始期は空白とすること。
- ※配置予定技術者の資格を証する書類の写しを添付してください。
- ※配置予定技術者は3ヵ月以上の雇用関係が必要です。常勤職員であることを証明する書類（雇用保険又は社会保険等）の写しを添付してください。
- ※本市技術者名簿に登録されている者は、資格を証する書類および常勤を証明する書類については、添付を省略できます。
- ※「施工体制の確認方法」は、現場作業員の入退場が遠隔から確認できる情報通信技術 の名称（建設キャリアアップシステム等）を記入すること。
- ※「情報通信機器」は遠隔の工事現場の状況を確認するための機器名（スマートフォン、WEB 会議システム等）を記入すること。
- ※本市以外の工事を記載する場合は、発注機関名欄に内諾を得た部署、連絡先を記入すること。

(様式第 2 号) 監理技術者等（専任特例 2 号）配置予定届出書

入札参加申請対象工事名：_____

商号又は名称：_____

1. 配置予定技術者【監理技術者（専任特例 2 号）】

氏名		生年月日	
----	--	------	--

2. 兼務を予定している工事

【工事 1】

工 事 名			
発 注 機 関 名			
工 事 場 所			
契約金額・予定価格			
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日		
監 理 技 術 者 補 佐		生年月日	
監理技術者補佐資格			

【工事 2】

工 事 名			
発 注 機 関 名			
工 事 場 所			
契約金額・予定価格			
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日		
監 理 技 術 者 補 佐		生年月日	
監理技術者補佐資格			

※未契約の場合は、「予定価格」を記入し、工期の始期は空白とすること。

※配置予定技術者および監理技術者補佐の資格を証する書類の写しを添付してください。

※配置予定技術者および監理技術者補佐は 3 ヶ月以上の雇用関係が必要です。常勤職員であることを証明する書類（雇用保険又は社会保険等）の写しを添付してください。

※本市技術者名簿に登録されている者は、資格を証する書類および常勤を証明する書類については、添付を省略できます。

※本市以外の工事を記載する場合は、発注機関名欄に内諾を得た部署、連絡先を記入すること

(様式第 3 号) 監理技術者等（営業所技術者等）配置予定届出書

入札参加申請対象工事名：_____

商号又は名称：_____

1. 兼務を予定している営業所技術者等

氏名		生年月日	
営業所の所在地			

2. 兼務を予定している工事

工 事 名			
発 注 機 関 名			
工 事 場 所			
契約金額・予定価格			
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日		
施工体制の確認方法		情報通信機器	
連 絡 員 氏 名		連 絡 員 資 格	

- ※未契約の場合は、「予定価格」を記入し、工期の始期は空白とすること。
- ※「施工体制の確認方法」は、現場作業員の入退場が遠隔から確認できる情報通信技術 の名称（建設キャリアアップシステム等）を記入すること。
- ※「情報通信機器」は遠隔の工事現場の状況を確認するための機器名（スマートフォン、WEB 会議システム等）を記入すること。
- ※本市以外の工事を記載する場合は、発注機関名欄に内諾を得た部署、連絡先を記入すること。

(様式第 4 号)

監理技術者等（専任特例 1 号）の兼務届

令和 年 月 日

四日市市上下水道事業管理者

住所
受注者
氏名
〔名称及び
代表者氏名〕

※署名又は記名押印

下記工事に配置する監理技術者等について、兼務配置したいので届け出ます。
工事の施工に当たり関係法令等を遵守し、安全・工程・現場管理に万全を期し、万一、兼務が適当でないと判断された場合は、いかなる措置を受けても異議ありません。なお、下記に記載した内容は事実と相違ないことを誓約します。

記

【工事 1】

発注機関名	
工事場所	
工事名	
工期	令和 年 月 日 から令和 年 月 日 まで
請負代金額	
監理（主任）技術者の氏名	
監理（主任）技術者の資格	

【工事 2】

発注機関名	
工事場所	
工事名	
工期	令和 年 月 日 から令和 年 月 日 まで
請負代金額	
監理（主任）技術者の氏名	
監理（主任）技術者の資格	

※本市以外の工事を記載する場合は、発注機関名欄に内諾を得た部署、連絡先を記入すること。
※「人員の配置を示す計画書」を添付すること。

(様式第 5 号)

監理技術者等（専任特例 2 号）の兼務届

令和 年 月 日

四日市市上下水道事業管理者

住所
受注者
氏名
〔名称及び
代表者氏名〕

※署名又は記名押印

下記工事に配置する監理技術者について、兼務配置したいので届け出ます。
工事の施工に当たり関係法令等を遵守し、安全・工程・現場管理に万全を期し、万一、兼務が適当でないと判断された場合は、いかなる措置を受けても異議ありません。なお、下記に記載した内容は事実と相違ないことを誓約します。

記

【工事 1】

発注機関名	
工事場所	
工事名	
工期	令和 年 月 日 から令和 年 月 日 まで
請負代金額	
監理技術者の氏名	
監理技術者の資格	
監理技術者補佐の氏名	
監理技術者補佐の資格	

【工事 2】

発注機関名	
工事場所	
工事名	
工期	令和 年 月 日 から令和 年 月 日 まで
請負代金額	
監理技術者の氏名	
監理技術者の資格	
監理技術者補佐の氏名	
監理技術者補佐の資格	

※本市以外の工事を記載する場合は、発注機関名欄に内諾を得た部署、連絡先を記入すること。

(様式第 6 号)

監理技術者等（営業所技術者等）の兼務届

令和 年 月 日

四日市市上下水道事業管理者

住所
受注者
氏名
〔名称及び
代表者氏名〕

※署名又は記名押印

下記工事に配置する監理技術者等について、兼務配置したいので届け出ます。
工事の施工に当たり関係法令等を遵守し、安全・工程・現場管理に万全を期し、万一、兼務が適当でないと判断された場合は、いかなる措置を受けても異議ありません。なお、下記に記載した内容は事実と相違ないことを誓約します。

記

(営業所技術者等)

営業所技術者等氏名		生年月日	
-----------	--	------	--

(兼務する工事)

発注機関名	
工事場所	
工事名	
工期	令和 年 月 日 から令和 年 月 日 まで
請負代金額	
監理(主任)技術者の氏名	
監理(主任)技術者の資格	

※「人員の配置を示す計画書」を添付すること。